

第9項 まちの美化を進める

快適な生活環境を確保するため、清掃活動への支援や歩行喫煙防止対策のほか、昨今増加している空き家等の対策などに取り組んでいます。

1 まちの美化を推進するために

区は、環境美化活動を行う区民や事業者への支援を行っています。新たに活動に参加したい区民や事業者にも、積極的な情報提供や啓発活動に努め、多くの区民がまちの美化に関心を持って、積極的に参加できる仕組みを構築していきます。

区民、事業者、区のそれぞれが自身の役割を認識し、協働を進めていくことで、安全で安心な「美しいまち ねりま」の実現を目指します。

(1) 環境清掃推進連絡会との協働

町会・自治会を中心とした環境・清掃・リサイクルに関わる類似の住民組織を統合し、平成15年7月に環境清掃推進連絡会が発足しました。

区と協働して循環型社会づくりと地域環境の保全に取り組んでいます。

令和3年度は、美化活動月間、環境問題に関する講演会など、さまざまな普及・啓発事業を環境清掃推進連絡会と区との協働で実施しました。

(2) 区内一斉清掃

練馬区環境清掃推進連絡会と区が協働し、毎年5月と11月の最終日曜日を「区内一斉清掃事業日（ごみゼロデー）」と定め、地域のまち美化と清掃・リサイクル活動を推進しています。

令和3年度は、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、5月および11月を「春（秋）の美化月間」とし、参加団体の状況に合わせて美化活動を実施しました。

(3) 町会・自治会などへの支援

ア 環境美化推進地区

区民が積極的にまちの環境美化に取り組んでいる地域や、駅前など人通りが多い地域を「環境美化推進地区」として指定し、地域内の町会・自治会などに清掃用具を提供するなどの支援を行っています。

令和3年度末現在、つぎの36地区を環境美化推進地区に指定しています。

光が丘パークタウン いちょう通り東第一 団地管理組合	大泉学園緑町会	大泉住宅共栄会	大泉町二丁目町会
区営上石神井一丁目 第二アパート自治会	小竹町会	練馬区栄町町会	桜台一丁目町会
桜台自治会	桜台親和町会	桜台四丁目南町会	下石神井千川町会
石神井会	石神井小関町会	さんろく自治会	関町北三丁目町会
都営上石神井団地自 治会	豊玉第一町会	仲一自治会	仲二町会
仲町五丁目町会	練馬北町六丁目自治 会	練馬区北園町会	向山町会
橋戸町会	早宮一丁目自治会	早宮三・四丁目町会	東大泉井頭町会
東大泉中村町会	光が丘第一自治会	光が丘地区連合協議 会	氷川台ひばりヶ丘睦 会
富士見台町会	平和台一丁目町会	南田中団地第三自治 会	南田中団地第四自治 会

イ 環境美化活動団体

区民による自主的清掃活動を支援するため、一定の要件を満たす団体を「環境美化活動団体」として登録し、清掃用具を提供しています。令和3年度は108団体（町会・自治会、ボランティア団体）が登録し、区内各地で清掃活動を行いました。

(4) 歩行喫煙等の防止

ア 歩行喫煙等の防止条例周知キャンペーン

歩行喫煙やポイ捨ての禁止を呼び掛け、安全で快適な歩行空間を確保するために、「練馬区歩行喫煙等の防止に関する条例」の周知キャンペーンを行っています。

令和3年度は区内1駅周辺（12月 光が丘駅）において啓発用ティッシュペーパーや携帯用吸い殻入れの配布を行い、まちの美化の推進、喫煙マナーの向上を呼びかけました。



キャンペーンの様子

イ マナーアップ指導員による巡回指導

平成21年12月から、歩行喫煙およびたばこのポイ捨てをなくすため、マナーアップ指導員が区内の駅周辺を中心に巡回し、歩行喫煙者などに対する注意や指導を行っています。

ウ 街頭での表示による啓発

区は、道路や公園などの公共の場所での歩行喫煙やたばこのポイ捨てをなくすため、区内 250 本の電柱に啓発用の巻看板を掲出しています。

また、区内の駅周辺の道路などに啓発用の路面表示シートを貼付しています。3 年度末現在、貼付箇所は約 620 か所です。



電柱巻看板

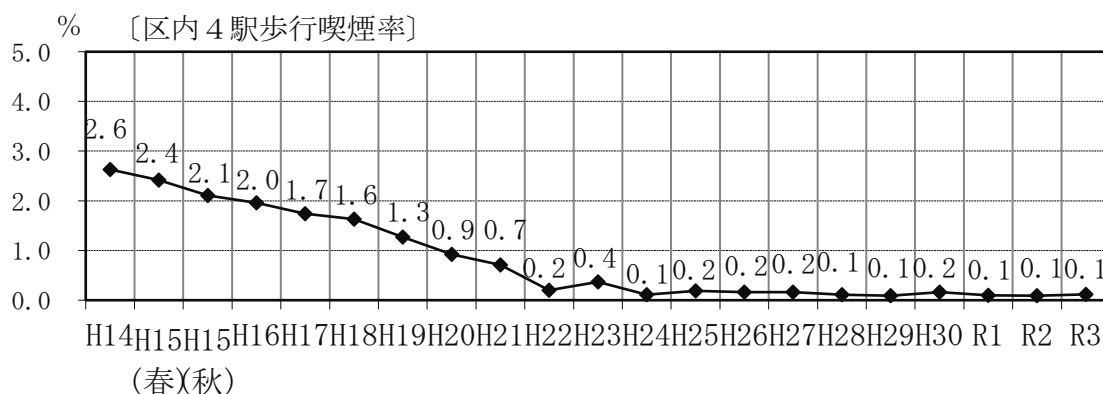
エ 喫煙所の設置

区は、歩行喫煙やたばこのポイ捨てをなくすための対策として、駅周辺に喫煙所を設置しています。令和 3 年度末現在、練馬駅、大泉学園駅、中村橋駅、光が丘駅の 4 駅 5 か所に喫煙所を設置しています。

また、「健康増進法（平成 14 年法律第 103 号）」の改正や「東京都受動喫煙防止条例（平成 30 年東京都条例第 75 号）」の制定を受け、屋外喫煙所における望まない受動喫煙防止対策についても検討を進めています。

オ 歩行喫煙率調査

区内 4 駅（練馬駅・大泉学園駅・光が丘駅・石神井公園駅）における歩行喫煙状況の実態を把握するために、それぞれの駅周辺で 5 か所の定点を設け、平日朝 7 時 30 分から 8 時までの 30 分間、目視により、歩行者に占める歩行喫煙者の割合を調査しています（平成 14 年度から年 1 回・平成 15 年度は春・秋の 2 回）。



カ ポイ捨て実態調査

区内 4 駅（練馬駅・大泉学園駅・光が丘駅・石神井公園駅）におけるたばこのポイ捨ての現況を把握するために、それぞれの駅周辺 3 か所で年 4 回、平日朝 9 時にポイ捨てされているたばこの吸い殻を集めた本数を調査しています。

[たばこの吸い殻本数（※12月調査）]

	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
練馬駅	132	125	24	43	51	41	37	52	69	39	26	18	37	19
大泉学園駅	40	42	6	15	28	50	58	42	44	39	23	26	27	17
光が丘駅	206	302	55	64	133	86	87	72	93	106	77	72	33	38
石神井公園駅	55	58	16	11	72	92	32	31	44	39	24	22	27	25

(5) 落書対策

落書きは犯罪であり、まちの美観を損ねるものです。区は環境美化の観点から、民家の塀や壁に落書きされた場合、被害者からの申請に応じて、消去しています。

令和3年度は1件、1か所、8㎡消去しました。

2 カラス対策

区では、私有地の樹木などにカラスが営巣し、親カラスが人を威嚇、攻撃する状況にある場合、「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）」に基づき、その原因となる巣などの撤去を行っています。

また、カラスの餌場となっているごみ集積所の適正利用を徹底する、区が貸し出している防鳥ネットを利用するなど、日常生活で実行できることについての周知を図っています。

[実績]

	巣の撤去・処分（巣）	落下したヒナの捕獲・処分（羽）
令和元年度	14	10
令和2年度	26	16
令和3年度	29	11

3 アライグマ・ハクビシン対策

区では、平成30年度から東京都の策定している「東京都アライグマ・ハクビシン防除実施計画」に参加し、アライグマ・ハクビシンによる生活被害を受けた場合に、現場調査やわなの設置による防除対策を行っています。

〔実績〕

	わな設置件数	捕獲数（合計）	内 訳	
			（ハクビシン）	（アライグマ）
令和元年度	125	27	27	0
令和2年度	151	19	17	2
令和3年度	148	18	15	3

4 空き家等対策の推進

(1) 空き家等の管理の適正化

平成27年5月に「空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）」が全面施行されました。

区においても、適切な管理がなされていない空き家について、区民からの相談・要望等が多数寄せられています。また、いわゆる「ごみ屋敷」と呼ばれる居住者がいながら堆積物等により管理不全状態となっている建築物についても、地域の大きな問題となっています。

区は、「練馬区空き家等対策計画」を平成29年2月に策定（令和3年3月に取組内容の一部を修正）するとともに、「練馬区空家等および不良居住建築物等の適正管理に関する条例（平成29年条例第28号）」を制定し、平成29年10月に全面施行しました。

条例制定後は、学識経験者等で構成する練馬区空家等および不良居住建築物等適正管理審議会の意見を聞きながら、問題の解決に向けた取組・手続等を推進しています。

さらに、空き家の有効活用を促進するため、空き家所有者と活用希望団体等とをマッチングする事業や、空き家セミナー・個別相談会を開催するなどの取組も進めています。

(2) あき地の管理の適正化

区は、「あき地の管理の適正化に関する条例（昭和45年10月制定）」に基づき、あき地の所有者（管理者）に対して、自主管理を依頼しています。